

# 仕 様 書

1. 調達案件名  
令和7年度プリンター等の消耗品購入契約（単価契約）
2. 仕様及び数量  
別表1、別表2のとおり  
なお、追加発注した商品については、契約書にある各商品の単価契約によるものとする。
3. 購入する物品の性能  
別表1に掲げるとおり、納入する物品は各プリンタ等に適合するもので、メーカーが保証する国内純正品であること
4. 検査及び納入場所  
購入物品については、納入期限までに島根労働局総務部総務課へ納品書を提出し、検査を受けること。

納入先官署名	納入先所在地
島根労働局総務部総務課	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階

5. 納入期限  
半期ごとに必要数を納入することとし、各月納入期限は以下とする。  
4月 → 令和7年4月11日（金）  
10月 → 令和7年10月3日（金）  
  
なお、追加発注した商品については、発注時に支出負担行為担当官が指示する納入期限とする。
6. その他  
使用済みトナー及びドラムカートリッジについては納品時及び納入官署からの連絡を受け次第、回収を行うこと。  
物品の本体価格、各納入先までの運送経費等全ての費用を含め、見積もること。  
ただし、追加発注等により、上記5で示した納入期限以外に納入することとなった場合に限り、当局が契約する運送業者の発送伝票を使用し納入することができるものとする。  
納入期限の変更については、発注者と供給者が協議して定めることができる。